

ボラコミ

2023年4月号

4月

朝

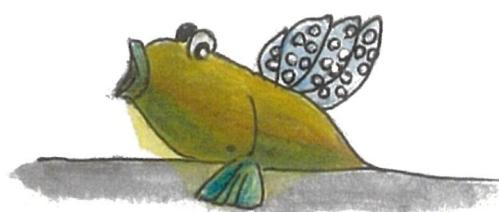
まねき

潮

を招き

夕やみたり

印



— 表紙作品＆コメント — 「ホオズキの会墨彩画ボランティア」代表 浅井氏

「ホオズキの会墨彩画ボランティア」では、施設で墨彩画を教えるボランティア活動の際に補助をしてくださる方を募集しています。

毎月第2第4金曜日に、清田区社会福祉協議会ボランティアルームで墨彩画の教室も開催しておりますので、興味を持たれた方は、ご見学からでもいかがでしょうか。

もくじ

● 2ページ

- ・札幌市市民後見人養成研修 事前説明会開催のご案内

● 3ページ

- ・清田たすけあい通信『きよたす』

● 4ページ

- ・「令和5年度講座予定一覧」完成! (札幌市ボランティア活動センター)
- ・清田区ボランティア連絡会からの事前のお知らせ

札幌市市民後見人養成研修 事前説明会開催のご案内

成年後見制度は、家庭裁判所が選任した親族や弁護士などが、対象者の身上保護（介護サービス利用契約など）や財産管理（預金の出し入れなど）を行うものです。

近年、社会貢献への関心の高い一般市民が一定の基礎知識と技術を身につけて「市民後見人」として活躍することが期待されており、札幌市でも研修を受講した市民後見人が活動しています。

令和5年度の市民後見人養成研修開催にあたり、事前説明会の開催がありますので、興味のある方はご参加ください。

1 とき：令和5年**6月24日（土）** 13:30～16:00（受付12:30～）



2 内容：(1) 説明「市民後見人活動の意義と必要性について」

講師 札幌弁護士会 弁護士 山本 賢太郎 氏

(2) 説明「札幌市市民後見人養成研修及び市民後見人への支援体制等について」

担当 札幌市成年後見推進センター 職員

3 ところ：札幌市社会福祉総合センター 4階 大研修室

○地下鉄東西線「西18丁目」駅 1番出口 徒歩3分

○JRバス、中央バス「北1条西20丁目」バス停 徒歩3分

※近隣駐車場の利用、または公共交通機関の利用にご協力をお願いします。



4 定員：180名（先着順）

WEB申込先



5 申込受付期間：令和4年5月25日（木）～6月15日（木）

6 申込方法：

◇ホームページからお申込みください。[札幌市 お申し込み](#)

<https://www.callcenter.city.sapporo.jp/sapporo/cc/web/formList.html>

◇インターネット環境がない方は電話にて、[札幌市コールセンターへお申込みください。](#)

電話 011-222-4894（年中無休。8:00～21:00）

7 主催：札幌市成年後見推進センター（札幌市委託事業）

養成研修は、9月から
「基礎研修5日間」と「実務研修
延べ9日間」の予定です。

8 養成研修の受講要件

※ 養成研修は9月から開催予定ですが、受講は、以下を全て満たしていることが要件となります。

- (1) 事前説明会に出席し、趣旨を理解し賛同していること
- (2) 札幌市に住民票があり、実際に居住していること
- (3) 原則として、指定した全ての研修を受講することが可能であること
- (4) 後見人の養成研修を実施する団体の資格を有していないこと。（弁護士、司法書士、社会福祉士、精神保健福祉士、税理士、行政書士、社会保険労務士の有資格者は、当該団体等で養成研修を受講していただくこととし、市民後見人養成研修の受講対象とはなりません。）
- (5) 現在、親族以外の方の成年後見人等として活動していないこと
- (6) 成年後見制度や社会福祉活動に意欲と熱意を持ち、市民後見人として活動できること

※ 候補者名簿への登録においても諸条件があります。詳細は当日にご説明します。

清田たすけあい通信「きよたす」

札幌市生活支援体制整備事業



「生活支援コーディネーター」をご存知ですか??



高齢者の皆さまが住み慣れた地域で安心して暮らすために



- ①身近な地域住民の方や関係機関と連携し一緒に支え合い活動の推進や生活支援の充実を図ること
- ②地域でボランティアとして活動して頂ける方の養成・支援の取組み
- ③高齢者の方がこれまでの経験を活かして地域で活躍できる環境作り

などを皆さんと一緒に取り組んでいけるような活動をします!!



どうぞよろしくお願ひいたします!!

担当エリア

- ・北野地区
- ・平岡地区

石川(いしかわ)



担当エリア

- ・清田地区
- ・清田中央地区
- ・里塚・美しが丘地区

山崎(やまざき)



令和5年4月からコーディネーターが上記2名に代わりました!

私たち生活支援コーディネーターは、日常生活のちょっとした困りごとを解決するための仕組みづくりをしていきたいと考えています。

ちょっとした困りごととは、下記の例にある通り、ゴミ出し、買物、草刈り、電球の交換、話し相手などの生活支援のことです。

介護保険だけでは貰えない部分など、助け合いを活用することで、自宅で自分らしく暮らせるような仕組みづくりを地域の皆さんと共に取り組んでいきます。

ちょっとした困りごとの例



ゴミ出し



買物



草刈り



電球の交換



話し相手



札幌市社会福祉協議会ボランティア活動センター 「令和5年度講座予定一覧」のご案内

札幌市社会福祉協議会ボランティア活動センターでは、令和5年度に実施する講座をまとめた冊子、

『令和5年度札幌市社会福祉協議会講座予定一覧』を配布しています。

ボランティアを始めてみたい、技術を高めたい、もっと知識を深めたい等のニーズにお応えする様々な講座をご用意し、みなさまをお待ちしております。

清田区社会福祉協議会窓口でも配架しております。



ご興味がございましたらお気軽に
お問い合わせください。



札幌市社会福祉協議会 ボランティア活動センター

TEL : 623-4000 FAX : 623-0004

<https://www.sapporo-shakyo.or.jp/activities/volunteer/training/>



清田区ボランティア連絡会からのお知らせです

今年の8月19日（土）にバス研修交流会を行います。

清田区ボランティア連絡会では、清田区内のボランティア意識の普及啓発と活性化を図ることを目的に毎年、高齢者福祉バスを活用した研修交流会を行っております。

今回は、北広島市にオープンした北海道ボールパークFビレッジのスタジアムツアー及び隣接するKUBOTA AGRI FRONT の見学を予定しております。

詳しい日程や申込受付方法については、ボラコミ5月号で改めてお知らせしたいと思います。
まずは、事前のお知らせでした。



問い合わせ・申込み先

清田区ボランティア活動センター（清田区社会福祉協議会内）

〒004-8613

札幌市清田区平岡1条1丁目2-1 清田区総合庁舎3階
TEL 889-2491 【担当】石川

清田区ボランティア活動センターでは…

★ボランティアに関する相談や情報提供・コーディネート

★福祉教育に関する相談（車いす等機材の貸し出し）等